

## 令和4年度からの総合評価一般競争入札における技術評価基準等Q & A

令和5年3月16日更新

Q1：簡易型でも標準点の減点はあるのか。

A1：簡易型においても、低入札価格調査を行う基準価格となる価格（以下「調査基準価格」という。）未満の額で応札した場合の標準点は75点になります。

Q2：令和4年度から、調査基準価格未満の額で受注した工事について、前払金などの制限は無くなるのか。

A2：現状と同様に、契約保証、前払金、違約金などの制限はそのまま残ります。

Q3：総合評価で1億5千万円未満は必ず育成型になるのか。

A3：許容価格1億円以上1億5千万円未満の工事は育成型となります。

Q4：同種工事施工実績の規模及び同種工事施工経験の規模について、今後の評価基準はこの基準になるのか。

A4：基本の考え方を提示しています。対象工事ごとに定めます。

Q5：育成型に40歳以上の技術者を配置することは可能か。

A5：可能です。

Q6：配置予定技術者の工事成績評価点の最高点における過去3年間とはいつからいつまでか。

A6：当該年度を含まない前3年度分です。(R5.3.16 修正)

例) 令和4年度の開札→平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間

Q7：育成型で、満40歳未満の技術者の場合は、監理技術者補佐、現場代理人の実績も評価するとなっているが、いつ時点で満40歳未満か。

A7：開札日において満40歳未満となります。

Q8：CPD(S)の学習実績は当該案件と同じ工種でなければならないのか。

A8：同じでなくても学習実績とします。

Q9：CPD(S)の学習実績の過去1年間とはいつからいつまでか。(R5.3.16 修正)

A9：令和5年度より、前年度の4月1日から公告日までの学習実績となります。

Q10：建設系CPD協議会加盟団体とはどの団体を指すのか。

A10：<https://www.cpd-ccesa.org/>に掲載の団体です。

Q11：岡山市女性が輝く男女共同参画推進事務所認証を取得するとはどういうことか。

A11：岡山市長が職場における男女共同参画を推進している市内企業等を認証する制度です。詳細は <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005665.html> を参照してください。

Q12：どの時点で建設キャリアアップシステムへの登録が完了すれば加点されるのか。

A12：開札日において、建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了している必要があります。

Q13：建設キャリアアップシステムへの事業者登録完了のはがきや電子メールを紛失した場合はどのような書類を添付すればよいのか。

A13：建設キャリアアップシステムへログインし、事業者情報が記載されたページの写しを提出してください。

Q14：ICT活用工事を実施すると誓約したが、実施できなかった場合は、ペナルティがあるのか。

A14：工事成績で減点します。

Q15：手持ち工事量の状況について、同日開札の複数の案件がある場合はどうなるのか。

A15：同日開札の案件については手持ち工事量の対象外とします。当該開札日の前日までに開札された、岡山市発注の総合評価方式による工事（以下「総合評価工事」という。）を対象とします。

Q16：手持ち工事量の状況について、どのように件数を数えるのか。

A16：開札日において、入札参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった日から完成・引渡しが完了した日までの総合評価工事の件数を数えます。  
※確認対象者となり、参加資格を有すると認められず失格となった場合は、失格となった総合評価工事の落札者が決定するまで、手持ち工事量として数えます。  
※完成・引渡しが完了した日と開札日が同じ場合は手持ち工事量として数えます。  
※特定建設工事共同企業体の構成員として受注したものは対象外とします。

Q17：手持ち工事量の状況について、前年度発注の施工中の工事も件数に含まれるのか。

A17：年度に関係なく、開札日において完成・引渡しが完了していない総合評価工事は全て件数に含みます。

Q18：入札価格詳細内訳書は、引き続き開札前に郵送で提出する必要があるか。(R4.4.1修正)

A18：令和4年度から、開札後、低入札価格調査の対象者となった事業者のみに、持参での提出を求めます。

Q19：簡易型の変更点は何かあるか。(R4.4.1 修正)

A19：簡易型についても、調査基準価格未満の額で応札した場合の標準点は75点になります。

また、評価項目や配点についても一部変更があります。

なお、引き続き簡易型は自己採点方式では無く、開札前に技術資料や入札価格詳細内訳書を郵送で送付していただくことになります。

【令和3年11月1日更新分】

Q20：ICT活用工事の履行証明書は原本の提出が必要か。

A20：履行証明書について写しの提出を可とします。また、ICT活用工事としてわかるものであれば、コリンス写しの提出についても可とします。

Q21：CPD(S)について、ユニット数の制限はあるのか。

A21：現状では、ユニット数(時間)等に制限は設けていません。前年度の学習実績の有無を評価します。